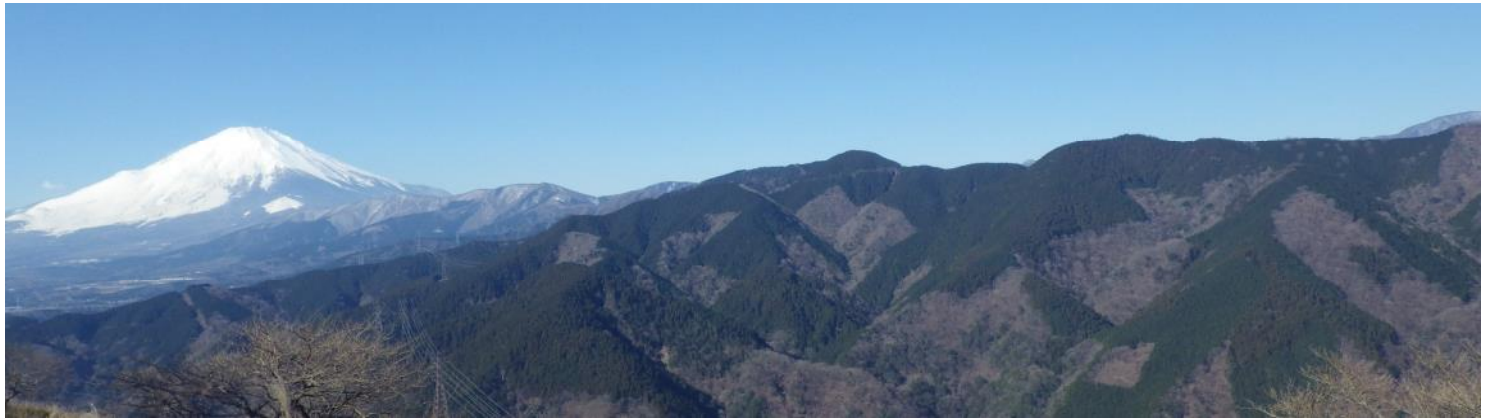




● ● ●
年1回発行

分収林だより



山北町承継分収林



環境保全分収林制度について

平成29年度から取組みを始めました「環境保全分収林制度」は、順次、契約変更手続きを進めているところですが、改めて制度をご紹介させていただきます。



○分収林契約の取扱いについて

林道から近く（概ね200m以内）、木材を利用できるにもかかわらず、契約満了時に収益が見込めない森林については、契約の延長及び再契約を行わず分収林契約を終了し、伐採しなかった立木を土地所有者へ無償譲渡することとしています。なお、無償譲渡後の森林管理は、みなさま自身にて行っていただくことになります。

一方、林道から遠い（概ね200m以遠）など、将来にわたって収益を見込むことが困難と判断される条件不利森林については、みなさまのご意向を確認させていただいたうえで、「環境保全分収林」として契約変更することが可能です。

①林道から近く木材を利用できる森林の今後について（契約満了後）

契約満了時は収益を得ることができなかったものの、将来的には木材市況の好転等により収益を見込める可能性があります。県内の森林組合等では、国が定める「森林経営計画制度」に基づき森林の管理や整備の委託契約を締結した個人所有の森林をまとめて団地化し、効率的に管理、整備する取組を進めています。

無償譲渡後の森林管理に関するご相談は、森林組合等へ直接お問い合わせいただくか、もしくは県機関（地域県政総合センターの林業普及担当）へお問い合わせください。

②林道から遠い等の条件不利森林の今後について（契約変更後）

契約期間を概ね20年延長し、「環境保全分収林」として、さらに森林整備を継続する森林は、間伐の回数を増やして徐々に本数を減らし、周囲に生えてくる多様な草木により土壌流出を防ぐなど、環境保全機能を維持していきます。

（裏面もご覧ください）

令和元年度に分収林の整備を実施していただいた林業事業者の皆様を紹介します

株式会社湯山林業



若いメンバーも活躍しています

弊社は、山北町で昭和13年より国有林から切り出した天然木（ケヤキ・ホウノキ）や炭をトラックで運ぶ、神奈川県でただ1つの世附森林鉄道がある頃から素材生産をしています。

昭和55年に法人となり、素材生産の他に、まな板・しゃもじ等の加工生産もしておりましたが、今は主に素材生産と森林整備を行っております。

令和元年台風19号のつめ跡を受け、林道が崩れて現場に入ることが大変でしたが、林業経験50年の大ベテランから駆け出しの若者までがワンチームとなり、『森林を元気に』をモットーに自然とふれあい、森林整備に力を入れ自然災害を少しでも防止できるよう努めたいと思っております。

株式会社湯山林業 代表取締役 湯山 栄
足柄上郡山北町世附742-2



間伐作業の様子



間伐作業後の森林



素材生産の実施風景



このほかにも、多くの林業事業者の皆様によって分収林の整備が行われています。

森林被害について

昨年の台風19号により、県内の各地の森林が被災したことから、今後、順次被災状況を把握したうえで、森林保険の請求手続きを進めていく予定です。

契約者のみなさまへ、神奈川県からのお願いです

次のようなことはありませんか？

該当があれば、右記連絡先までご連絡をお願いします。

- ◆ 契約者の方（分収林だより宛名方）から相続を受けた。
- ◆ 代表者が変更になった。（組合、寺社、会社等で契約されている場合）
- ◆ 住所や電話番号などに変更があった。

これらのご連絡がないと、契約者の皆様に将来発生する分収交付等ができなくなることがあります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

契約内容などにご不明な点がございましたら、お気軽に右記までご連絡ください。



連絡先



神奈川県自然環境保全センター
森林再生部 分収林課

〒243-0121
厚木市七沢657

電話 046-248-6802

分収林課まで
(受付時間 平日8:30~17:00)

ファックス 046-248-0737